

# 部落解放運動の現状と研究所活動への提言

小森龍邦

部落解放運動の現状は、日本の政治が、かつてない程

の翼賛体制による反動が厳しい状態となっていることに比例して、難しい局面にさしかかっている。

事柄のすべてに当てはまることがあるが、運動が難しい状況になるということは、悪い外的条件が、われわれの内部にたやすく侵入してくるようになつたということである。

これまでも、しばしば悪条件の前に立たされてきたが、こちら側にそれが侵入しなければ、大きな問題とはならない。八六年の地対協「部会報告」の路線は、本当に部落解放運動にとっては大敵であった。しかし、全国的にはほぼ一致して、これに対することができた。不安材料は、岐阜大の藤田敬一教授のような「両極から越える」といった論法が横行したことである。

差別と被差別の構造は同対審答申も認めざるをえなかつた「国の責務」という権力の政策の問題として、認

識しなければならない。

もし両極から越えるとすれば、民間人同士の権力の介在しない問題について、部分的に人間関係の修復をしようとする場合に、いくらか正当性を持つであろう。なぜなら、そのように見える場合でも、近因、遠因の中に社会構造の悪さというものが、その人間関係を規定している場合が多いからである。

そこを抽象してしまい、両極云々というと、かれらの分裂支配政策を免するだけに終つてしまうからである。

八六年の地対協「部会報告」が糾弾を非難したとき、この「両極から越える」の論理は、部落解放運動に対する反動性の嫌悪感を、あたかも運動の戦術たる糾弾に、すべての原因があるかのように論じていた。

しかし、それには運動の総体は乗らなかつた。そのために、あのときの闘いは崩れなかつたのである。

こう考えてみると、理論の持つ意味の大きさというも

のが理解されよう。理論は一人ひとりの人間的行動を支えるための知恵となるものであるから、きわめて、内部的、内在的な行動エネルギーということができるよう。

敵の思想が、こちらに忍び込むかどうかは、いつにかかって、「ここに存すると認識しなければならない」。

ともかくも、糾弾批判の地対協をして、「意見具申」の段階では、「いきすぎた糾弾」に対するものに限定させることになった。そのために、糾弾を受けた場合、ただちに警察権力に援助を申し込めといった水準のものは削除させることができた。

これらのことと裏腹の関係にある「法的措置の打ち切り」を、「なんらかの法は必要」というところまで追い込むことが可能となつたのである。  
われわれのこのような内的エネルギーというものは、それを源泉として、敵の侵入を防ぐという機能を發揮する。

十数年前のことになるが、県議会、木山議長の「要請書」問題なるものが惹起したときのことだ。このときは、これに対する直接の共産党の介入というものは、意に介するほどのことはなかつた。

しかし、今日では、政府権力が直接介入してきたことから、共産党の言動は、政府もよくないが、部落解放同

盟も悪いと、自らは傍観者の立場に立つてものを言い、できうることなら、部落解放同盟を倒して、自分たちの踊り場を拡げようとしている。

木山「要請書」の時は、彼らの攻撃力よりも、われわれの團結力のほうが相対的に強かつた。だから、われわれの内部、教組や高教組への大枠、内側と思われるところに、侵入することがなかつた。そのために、持ちこたえたというわけである。

こちら側が持ちこたえさえすれば、そもそも、歴史的正当性を持ち合わせているわれわれが勝つのは当たり前のことである。

「八者合意」なるものが、その後、自民党の「君が代」強行派にとって、大きな問題となり、これあるが故に、彼らの意志が十分に通らないと言いまくっている。

つまり、こちらに理があつて、彼らに理がなかつた証拠であると確認しなければならないものである。

理論は、このように、敵、差別者共の思想を侵入前に、撃破する力を持つものだということを重ねがさね認識し、その方向に向かってわれわれは動かねばならないということである。

ところで、今日の部落解放運動の直面する状況はどうかということである。一つは部落解放基本法の制定運動

の現状をどう分析するかということである。

八六年の地対協「部会報告」の路線は、その後の「意見具申」において、相当修正をさせ、「法的措置」の継続というところまでは、なんとかこぎつけることができた。いわゆる地対財特法がそれである。そして、再び彼らの画策は、「啓発推進指針」なるもので、登場してきたという経緯がある。一九八七年のことである。しかし、

それについては、警察庁や法務省を「ひかれものの小唄」のような格好に追い込み、当時私が盛んに使った言葉として、「啓発推進指針」は立ち枯れ状態、「啓発センター」は立ち往生的状況といったが、まさに言葉通りの状態に追い込むことができた。

今日の九六年地対協「意見具申」と九九年人権擁護推進審議会の「答申」は、基本的には、当時の「啓発推進指針」の焼き直しに過ぎないのである。これを「積極面」があるとか、「第二の同対審だ」とか言つた運動家の言動がいかに愚かなものであるかに気が付かなければならない。

理論が正しいか、正しくないかは、現実の事実がどう動いているかで証明される。自然科学における理科の実験と同じ意味をもって現実の事実を分析しなければならないのである。

事実によって証明されたところは、部落解放基本法でもなく、かつての特別措置法でもない、「零回答」の「一般行政への円滑な移行」であった。

経過措置としての地対財特法の五ヵ年（一九九七～二〇〇一）を、「法的措置」だとごまかしてみても、それは一、二年しかもたない「馬脚」に類するもので、茶番劇と言ふものであった。

人権擁護施策推進法に基づく審議会が、新しい法を作るために、努力してくれると言う宣伝も、事実によって裏切られてしまった。

「教育・啓発」に対する今回の「答申」は煎じつめたところ、「国権主義の啓発」を強行するということしかありえなかつた。

彼らは、それをやるために「行財政的措置」が必要であるから、運動側の同じ言葉ながらも、同和対策をもつとやれという意味の「法的措置」「行財政的措置」の一部をつまみ喰いをして、そこはパブリック・コメント以後、食い逃げされるということになつた。

運動で、「ことこころざしと違う」という場合に、その理論の内容か、その理論によって到達するための方法論に過ちがあるか、どちらかである。また、双方とも間違っているということもある。

ここまで考えてみると、われわれの運動にとって、いかに理論の正しさを求めることが重要であるかということがわかるであろう。

現実的展開が、打ち立てた方針のとおりに進まない時、やはり理論に過ちがあるとしかいよいうがないと考えるべきであろう。

広島県において、いま、広島部落解放研究所及び、県内各地にある部落解放研究所を一体化するために、いろいろと打ち合わせを行っている。

このような組織の一体化というものは、そう簡単に行くものではなく、研究活動等において、共同行動を積み上げていくことが大事である。今年は、まずみんなの力を結集して、「研究者集会」なるものを持つことにした。次第にまとまったとりくみとなり、研究所の果たさなければならない任務に耐えられるようになっていくであろう。

その際に、何をどう研究しなければならないかということである。

その一つは、この崩れかけている部落解放運動がいかなる歴史的動きの中で、今日のような危機を迎えるに至ったか。どこに、そのような弱点があったかを、研究者の冷静な目を持って分析しなければならない。えてし

て活動家というものは、日々の実践に追われて、冷静に物が見えないという場合がある。それも時には運動の都合のよいように解釈する場合がある。全解連にみられるセクト主義がそれであり、そこに展開している理論内容の偏向性がそれなのである。

われわれは、そのようなことにならないように、注意、警戒を厳にしなければならない。われわれの系列の部落解放基本法制定運動が、九六年地対協「意見具申」の「積極面」を云々してみたり、これを「第二の同対審」だと言つたりしたことは、現実に合わないことで、間違っていることが証明されてしまったが、こんなみじめな偏方向的敗北を喫してはいけないのである。

しかし、理論的には同じ系列にあるとは言え、広島県の運動は、早くからその過ちを予言してきた。そして、その予言通りの展開となつた。おなじ運動の中に、まだこのように正しい分析に立つものもいるということで、運動の再生の望みがすべて断ち切られているわけではない。つまり運動の歴史の冷厳な分析が研究活動にとって重要なテーマであることをまず指摘しておきたい。

そして、第一の問題として、これらの運動を見ていく上で、どうしても同対審答申が投げかけている哲学の認識論において、決着をつけておかねばならない。

これは哲学の問題であるから、われわれには荷が重すぎるので逃避してはいけない。

差別は「単なる観念の亡靈ではない」と、現実生活の実態から離れては、この問題の解決は有り得ないとした同対審答申の論理を深めることが大事である。

しかし、最近、部落解放同盟中央本部において、同対審答申の「あいまい」さをはるかに越えたところで、ものごとが動かされていることへの危惧を抱かざるをえない。

何故なら、「差別の本質は観念である」と言い出す幹部活動家が登場しているからである。綱領には、「部落差別を支えるイエスイー・貴賤・ケガレ意識と闘い、差別観念を生み支える諸条件を打ち砕き・・・」と、どう見ても「二元論」に立っていると思わざるを得ないところまできている。

それでは同対審答申よりも遙かに、現実の事実分析は後退して、観念を本質とする方向に引きずられていることになる。このあたりの「部落解放の哲学」といったテーマに明確な解答を与える論理の展開がなければならない。もし「穢れ思想」が問題だというなら、それはそれで問題だが、この論理的カテゴリーにおいて、本質であり問題なのだとする論理的けじめを付けるものがなければ

ならない。

「穢れ思想」というのは、確かに複雑なものであり、観念の深奥を分析しなければならないものである。「穢れ思想」というのは、現実を離れて、それとは独立して独り歩きをしている現実を見極めなければなるまい。

「穢れ思想」はすぐれて観念の世界における「心的活動」である。その限りにおいて「穢れ思想」なるものは本質的には観念そのものであると限定的本質規定をすることは差支えないであろう。

しかし、物事の全体を見るとき、その観念なるものは、主観的物質世界に影響され、それによって盛んになったり、また衰えたりもする。そんなことを考えると、「物事」の本質を観念だと規定することは過ちとしなければならない。いわんや、われわれの差別について、その本質を観念だと規定したら、とんでもないことになってしまふ。「市民的権利の侵害」という事実に対して何の説明もできなくなるからである。

三番目の問題というのは、「部落史の見直し」と、こと新しいことを言って、支配階級に差別のカラクリを隠蔽するお手伝いをすることの愚かさの問題である。

ひどいのになると、部落史の見直しということを言つて、「誇りある部落史」を提唱し、つい、部落は貧困で

はなかつたというものが出でてくるという始末である。

その認識は被差別部落民の土地所有のことをごく限られた地域の限られた階層の事実を挙げて、富裕であつたと説く。富裕であつたのに差別されたということは、差別は事実の問題ではなく観念の問題だつたからだと言いたいのである。

今日の九六年地対協から、九九年の人権擁護推進審議会の答申に見られる「実態は解消した。あとは観念の啓発の問題のみ」といった論理に認識論的基礎を与えることになっている。

ひどいのは、差別の故に特別扱いを受け、その反対給付として、警護役などの収入が一般の農民や職人などよりよかつたことをもって、「誇りうる部落史」といって喜ぶ風潮がある。とんでもない話で、富裕の故に誇るものがあるというなら、今日の資産階級はみんな誇りを持つことになる。

われわれの「誇りうる部落史」は、過酷な差別に耐え抜いて、そこに優れた文化と技術を構築したということであり、水平社宣言のいう究極の境地ともいうべき「なお、人間の血は枯れずにあつた」ということである。

厳しい差別のことを教えるということは、現実の事実に負ける人間を作るという言い方は、「きびしい非人間

的な旧日本軍の事実を教えるということは、卑屈な人間を作るだけである」と言っている皇国史觀や自由主義史觀の連中と、発想の図式において同じであることを知らなければなるまい。

われわれは厳しい差別の事実を知つて、現実社会におけるカラクリを見抜き、だからこそ、激しい情熱を燃やして、部落解放に立ち上がる人間を養成しなければならないのだ。そこを忘れて、「新もの喰い」と人々からあざけられるような「部落史見直し」の流行語におどらされではならない。

新しく発見された歴史的事実があればそれを徹底的に分析し、まずは、われわれの有利になるような材料として使わなければならない。

そうでなければ、われわれの学問たる範囲を逸脱してしまうことになる。差別と言うものは、「ムチ」だけではなく「アメ」も適当に加えて行われてきたものと考えるとき、そう簡単に、階級史觀でなく、これからは人類史觀だというような非學問的な言葉に操られてはならないのである。

そこで、部落問題と言うものが、そもそも時代の主要な生産力の担い手を搾取するものであつたと言う階級的觀点と、そのため過酷な被差別部落民の生活を強いて、

「上見て暮らすな下見て暮らせ」の観念を植え付けることになったもので、差別の実態を意図した支配階級の政策と、民衆の間に、それゆえに浸透した差別観念を混同してはいけない。

えてして、このあたりが理論的混乱を招くところで、先にも述べた認識論をきちんと認識しなければならないところである。

斎藤洋一という人は、部落解放同盟が、部落の起源を政治起源説で説明していると勝手に設定し、これをまた見当違いの批判をして、人々をうならせるといった演技を行っている。

われわれは部落の起源説について、政治起源だなどといつたことはない。なぜなら、社会科学的にいうと、職業とか法律とかいうものは、どこまでも経済構造のありようを反映した上部構造であるからだ。これでは本当の差別の実態に根ざす本質を説明することができない。

また斎藤洋一は、そんな政治起源説を批判するついでに、ごていねいにも、部落差別は徳川幕府のやつたものではない。民衆の間から、必然的に、自然発生的に出来たものと、権力の系譜としての幕府の免罪に力を入れる。そのことは、今日の「国の責務」を免罪することになるから、地対協路線につながることになってしまふ。そ

れを重宝がって、この人のいうところに惑わされる者がいるということは、残念というほかはない。そこで、やはり、われわれの部落解放研究所活動を充実させ、出版活動もを行い、正しく部落史を先輩の説いてきたことを、捕捉しながら発展させて、後世に継がなければならぬ。まだまだ、今日的理論研究の項目的課題を列挙しなければならない。だが本稿のスペースに限りがある。

研究所活動の提言をこのあたりでまとめねばなるまい。まず、研究所は現在、全県的にそれぞれ都市単位ぐらいで活動しているものを、それぞれの自主性を認めつつ、一つの大きな力にまとめることが必要であろう。そのことによって、広島県の研究所がトータルに部落問題についての研究を積み重ねていけるようにしなければならない。

都市の状況によつては、行政からの補助金に頼つてゐるところもあるし、全く財政的には、独立採算でやってゐるところもある。それはそれで歴史性のあることで、さまざままであってよいとしても、基本的な自主財源、その中心はどこまでも個人会員の会費をもつて行われるべきものとしなければなるまい。

従来の職員が最低三名くらい、研究所の事務室にちゃんと据えて、各研究員から提出された書類や資料の整理理

ができるぐらいでないと機能を果たしていることにならないであろう。

研究という特殊な作業であるから、個人の頭脳を通じて達成しなければならないものが大半を占める。そこを考えると、個人参加の会員は、学究的姿勢をもつもの出なければならぬ。しかも、真理に忠実である人が必要である。

これまで、研究所の役員をしたような人物が、校長になつたりして、文部省や県教委から圧力があれば、その地位保全とか、榮進のために、すぐ論調をかえるような人がいたが、それは、研究所の会員たるにふさわしくない。

それも、性根のわからないものが入り込むことも、すぐには識別できまい。だが、真面目にやるものが多い数を占める組織であることによつて、必ず、組織に傷が付く前に淘汰できるものと考える。それが可能になるぐらいの真面目な組織でありたいと思う。

さて、いよいよ私の提言は最終に近い。これまで個人的に洞察をしたり、思索をしたりして、相当数の著作もしてきた。研究者としても、私は努力を果たしているようと思う。だが私はそれに限定された活動にとどまつていい。やはり具体的な大衆運動の歯車を動かして行く

役割をもつてゐるし、いましばらくは、そこから離れる事はできない。

そうなると、研究所が体系的に機能するようになると、それぞれの専門家から、資料などについては援助してもらいたいと願うことになる。これは私に限つたことではなく、研究所会員相互間の便宜のためにも必要であろう。そんな機能を持つものへと提言する次第である。

